

# 平成26年度成育疾患克服等次世代育成基盤研究推進事業公募要項

成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業は「乳幼児の疾患の克服と障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進並びに児童家庭福祉の向上に資することを目的とする研究」を目的とする補助金であり、当該補助金をもって母子保健の振興を一層推進することとしている。

また、厚生労働科学研究費補助金の一つである「成育疾患克服等次世代育成基盤研究推進事業」は、成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業の採択課題の研究を支援するため、（1）外国人研究者招へい事業、（2）外国への日本人研究者派遣事業、（3）若手研究者の育成活用、（4）研究成果等の普及啓発を行っており今般、当該事業を公募することとした。

このため、（1）から（4）で定める事業の実施に要する経費の助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

## 1 実施主体（応募主体）

応募条件は、次の条件を全て満たす法人（以下、「補助事業者」という。）であることとする。

- ① 法人格を有すること。

※複数が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表とし、当該補助事業者が応募すること。  
(連名による応募は認めない。)

- ② 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ④ 厚生労働省から補助金交付等停止を受けている期間中ではないこと。

## 2 対象事業

対象事業は、以下のとおりとし、（1）から（4）の全ての事業を行うものとする。

### （1）外国人研究者招へい事業

#### ア 趣 旨

この事業は、優秀な外国人研究者を招へいし、海外との研究協力を推進することにより、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）の向上に資するものである。

#### イ 事業の内容

- （ア）外国人研究者の募集、選考及び採用
- （イ）外国人研究者の招へいに係る各種の折衝及び事務処理
- （ウ）外国人研究者の旅費及び滞在費の支給
- （エ）外国人研究者が行う研究等に関する便宜供与
- （オ）当該事業に係る報告集の作成

#### ウ 実施基準

(ア) 対象となる外国人研究者

当該研究事業の採択課題の分野に係る世界各国の優れた研究者

(イ) 外国人研究者の決定方法

a 補助事業者は、当該研究事業の採択課題の研究代表者（以下「研究代表者」という。）から次の書類を提出させ、内容を審査のうえ決定する。

(a) 外国人研究者との情報交流を希望する研究分野

(b) 招へいを要望する外国人研究者の履歴書及び研究実績

(c) 招へいを要望する外国人研究者の招へい期間

(d) 招へいによって期待される効果

(e) 受入研究機関等の承諾書

b 補助事業者は、外国人研究者の所属する研究機関等と折衝、協議を行う。

c 補助事業者は、外国人研究者の受入れについて受入れ研究機関等と所要の調整を行う。

d 補助事業者は、外国人研究者の決定についてあらかじめ雇用均等・児童家庭局母子保健課に協議するものとする。

(ウ) 補助事業者は、外国人研究者に次の経費を支給する。

a 招へい旅費

原則として、国家公務員の例に準じて算出した額の航空賃、支度料等

b 滞在費

補助事業者が雇用均等・児童家庭局母子保健課に協議のうえ作成した支給基準に基づいて算出した額

(エ) 受入機関

研究代表者又は研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する者（以下「研究分担者」という。）の所属機関とする。

(オ) 研究等に関する便宜供与

補助事業者は、外国人研究者との円滑な研究協力が図られるよう配慮する。

(2) 外国への日本人研究者派遣事業

ア 趣 旨

この事業は、国内の若手日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣し、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）を実施することにより、その成果を当該研究に反映させるものである。

イ 事業の内容

(ア) 日本人研究者の募集、選考及び採用

(イ) 日本人研究者の派遣に係る各種の折衝及び事務処理

(ウ) 日本人研究者の旅費及び研究費の支給

(エ) 当該事業に係る報告集の作成

## ウ 実施基準

### (ア) 派遣対象となる日本人研究者

当該研究事業の研究代表者又は研究分担者が推薦する研究代表者又は研究分担者と同一所属機関の研究者とする。

### (イ) 日本人研究者の決定方法

a 補助事業者は、当該研究事業の研究代表者から次の書類を提出させ、内容を審査のうえ決定する。

(a) 日本人研究者に対する推薦書

(b) 日本人研究者の履歴書及び研究実績

(c) 日本人研究者の希望する研究内容、派遣先及び派遣期間

(d) 日本人研究者の所属する研究機関等の長の承諾書

b 補助事業者は、派遣対象となる候補者の研究テーマを勘案して派遣者を決定する。

c 補助事業者は、派遣者の決定に当たって、あらかじめ雇用均等・児童家庭局母子保健課に協議するものとする。

### (ウ) 日本人研究者の派遣先

a 派遣先は、世界各国の研究機関及び大学等とする。

b 補助事業者は、外国の研究機関等と折衝、協議を行い派遣先を決定する。ただし、研究代表者又は研究分担者が行った折衝によって受け入れが可能となった研究機関等を補助事業者が適当と認めた場合は、当該研究機関等を派遣先とする。

### (エ) 派遣旅費

外国へ派遣される日本人研究者には、国家公務員の例に準じて算出した額の派遣旅費を支給する。

### (オ) 研究費

外国へ派遣される日本人研究者には、1人当たり3,000,000円の範囲内で研究費を支給することができる。

### (カ) 復命報告書の提出

外国へ派遣された日本人研究者は、復命報告書を提出するものとする。

(キ) 外国へ派遣された日本人研究者は、研究の成果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、当該事業の成果である旨を明記しなければならない。

## (3) 若手研究者育成活用事業

### ア 趣 旨

この事業は、若手研究者を厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）に参画させることにより当該研究の推進を図るとともに、将来の我が国の当該研

究の中核となる人材を育成するものである。

#### イ 事業の内容

- (ア) 厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）の推進及び将来の我が国の当該研究の中核となる人材を育成することを目的として補助事業者が採用する若手研究者（以下「リサーチ・レジデント」という。）の募集、選考、採用及び処遇に関すること。
- (イ) リサーチ・レジデントの研究に係る各種の折衝及び事務処理
- (ウ) リサーチ・レジデントの研究等に関する便宜供与
- (エ) 当該事業に係る報告集の作成

#### ウ 実施基準

##### (ア) 資格

博士の学位を有する者又はこれと同等以上の研究能力があると認められる者で、リサーチ・レジデントとしてその期間中他の常勤的な職に従事しない満39歳以下の者とする。

##### (イ) リサーチ・レジデントの決定方法

補助事業者は、当該研究事業の研究代表者から次の書類を提出させ、内容を審査のうえ決定する。

- a リサーチ・レジデントを希望する研究者の履歴書及び研究実績
- b リサーチ・レジデントに従事させようとする研究の概要及び期間
- c 当該研究事業の研究代表者又は研究分担者の所属する機関の長の受入承諾書

##### (ウ) 処遇

- a リサーチ・レジデントは、補助事業者の非常勤職員とする。
- b リサーチ・レジデントには、雇用均等・児童家庭局母子保健課に協議のうえ作成した支給基準に基づき非常勤職員手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当等を支給する。
- c リサーチ・レジデントの採用期間は、事業実施期間（を参照のこと）における1年以内とする。

##### (エ) 研究等に関する便宜供与

- a 補助事業者は、リサーチ・レジデントの育成及び当該研究の推進が図られる研究機関等に当該研究事業の研究代表者の推薦のもとにリサーチ・レジデントの受入れを依頼する。
- b 補助事業者は、受入れ研究機関等においてリサーチ・レジデントが円滑な研究を行うために必要な便宜が与えられるよう配慮する。
- c 補助事業者は、リサーチ・レジデントが国内で開催される当該研究に関連する学会に出席するための旅費を支給することができる。

#### (4) 研究成果等普及啓発事業

## ア 趣 旨

この事業は、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）の研究成果等について、関係の深い分野の専門的研究を行っている研究者や専門的な知識を持たない一般の国民を念頭に置いた発表会（以下、「発表会」という。）を開催し、また、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）の取り組みを明確にしたわかりやすい冊子（以下、「パンフレット」という。）を作成することにより、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）の一層の推進に資するとともに、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）を含めた科学技術に対する国民の理解の増進と関心の喚起に資することを目的とするものである。

## イ 事業の内容

- (ア) 発表会の開催
- (イ) パンフレットの作成

## ウ 実施基準

### I 発表会

#### (ア) 発表内容及び発表者の決定方法

- a 補助事業者は、外部専門家の意見を踏まえ、以下のいずれかの条件に適合するものの中から発表内容及び発表者を決定する。
  - (a) 厚生労働科学研究費により実施した研究の成果についての発表
  - (b) 厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）に関する深い研究分野の研究者の特別講演、厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）と密接に関連している他省庁の研究成果の発表、パネルディスカッション等、発表会の内容に幅を持たせることにより普及啓発の効果が高まると期待される発表
- b 補助事業者は、発表内容及び発表者の決定については、あらかじめ雇用均等・児童家庭局母子保健課に協議するものとする。

#### (イ) 補助事業者は、発表者に次の経費を支給する。

- a 旅費  
原則として、国家公務員の例に準じて算出した額の航空賃等
  - b 謝金  
補助事業者が雇用均等・児童家庭局母子保健課に協議のうえ作成した支給基準に基づいて算出した額
  - c その他発表に必要な経費
- (ウ) 発表会に関する便宜供与
- a 補助事業者は、発表者との円滑な協力が図られるよう配慮する。
- (エ) 開催の公表等

補助事業者及び研究者は、発表会開催及びその趣旨を広く周知するよう努め

るとともに、当該事業による開催である旨を明確にしなければならない。

## II パンフレットの作成

(ア) 補助事業者は、パンフレットを作成するにあたって、国民が厚生労働科学研究（成育疾患克服等次世代育成基盤研究）の取り組みを容易に理解できる内容としなければならない。

(イ) 補助事業者は、パンフレットの掲載内容の決定については、あらかじめ雇用均等・児童家庭局母子保健課に協議するものとする。

(ウ) パンフレットの活用等

作成したパンフレットについては、各研究分野の特徴を考慮し、発表会、地方公共団体及びその他関係団体等へ配布することにより活用するものとする。

## 3 補助基準額等

### (1) 補助基準額

6,442千円を上限とする予定。

### (2) 補助率

定額（対象経費の10／10相当）

### (3) 事業実施期間

事業期間は、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示130号）（以下、「取扱規程」という。）第9条第1項の規程に基づく交付基準額等の決定通知がなされた日以後であって、実際に事業を開始する日から当該年度の実際に事業が終了するまでとする。

### (4) 補助対象経費

事業遂行に必要な経費及び事業成果取りまとめに必要な経費。

経費の範囲の詳細は、厚生労働科学研究費補助金取扱細則（平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定）（以下、「細則」という。）別表第3に掲げる費目とする。

※事業実施に際しては、収入及び支出状況が判る通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類（契約書、旅費等の領収書）については、事業終了後5年間（2015.4.1～2020.3.31）、実施において保存すること。

## 4 事業採否の決定方法について

### (1) 事前審査について

○ 次のいずれかに該当する場合は、事務局の事前審査において不採択とする。

ア 事業内容が「2」に定める対象事業と明らかに合致していない場合

イ 事業内容が営利を目的とする事業の場合

ウ 財務諸表等の会計書類からの経営状況に深刻な問題があると判断される場合

エ 「7」に定める提出書類が全て提出されていない場合

○ また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。

- ・ 法人格のない団体が応募している場合
- ・ 複数の団体が連名で応募している場合
- ・ 「8」の期限を過ぎて提出書類が提出された場合

#### (2) 選定委員会による審査について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、①事業実施計画書、②所要額内訳書、③事業実施スケジュール表のそれぞれについて、選定委員会において総合的に審査を行い、その結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。

### **5 応募に当たっての留意事項**

#### (1) 応募主体について

複数の補助事業者が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表として選定し、当該補助事業者が応募を行うこと。（連名による応募は認めない。）

#### (2) 採択後の事業の進め方について

○ 事業採択後は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課と事前に協議を行ってから開始すること。

#### (3) その他

○ 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めない。  
○ 補助金の支払いは、概算払いを予定しているので、あらかじめ承知しておくこと

### **6 補助金執行の適正性確保**

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- 補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、団体の事業費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、団体の所属機関の長に必ず委任すること。（委任状と承諾書のコピーを提出すること。）
- 他の経費（団体の経常的経費又は他の補助金等）に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。
- 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該団体及び不正行為を行った者が属する団体については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
- 事業の収支報告等の事業実績報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。
- 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に厚生労働省職員による現地調査を行う場合があること。
- 事業実績報告には、団体の監事等による本事業の監査結果報告書を添付すること。

(参考)

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（抜粋）

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用し、その他補助事業等に関する補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 7 提出書類（※提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- 成育疾患克服等次世代育成基盤研究推進事業への応募について（別紙1）
- 事業実施計画書（別紙2）
- 事業実施スケジュール表（年間）（別紙3）

(2) 補助事業者の概要、活動状況に係る次の書類

- 役員名簿（別紙4）
- 補助事業者の概況書（別紙5）
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

→ 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可。）

(3) 補助事業者の経理状況に係る次の書類

- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

上記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること

## 8 提出期限

平成26年11月21日（金）（持参の場合は、午後5時まで）

※ 地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。  
※ 提出期限を経過して届いた提出書類については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

(応募から交付までのスケジュール)

平成26年 11月 4 日	公募開始
11月21日	応募書類提出期限
12月上旬	交付基準額を通知
12月中旬	交付申請書提出
12月下旬	交付決定

## 9 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

<提出書類の送付先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課 福祉係

(2) 提出書類のうち、

- ① 平成26年度成育疾患克服等次世代育成基盤研究推進事業への応募について（別紙1）
- ② 事業実施計画書（別紙2）
- ③ 事業実施スケジュール表（年間）（別紙3）

については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレスにメールにて送付すること。

（送付する際はメールの件名に必ず「【名】平成26年度成育疾患克服等次世代育成基盤研究推進事業」と入れること。）

なお、当該メールが「8」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、提出書類を受け付けないので、留意すること。

<電子媒体送付先アドレス>

[gotou-yuuusuke@mhlw.go.jp](mailto:gotou-yuuusuke@mhlw.go.jp)

## 10 その他

### ア. 推進事業の成果及びその公表

推進事業の成果は、補助事業者に帰属する。ただし補助金による事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に返納してもらうことになる。

なお、補助金による推進事業の報告書等は公開となる。

また、推進事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにすること。

### イ. 健康危険情報について

厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生労働健康危機管理基本法指針」を策定

し、健康危機管理体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）については、補助金により事業を行う代表者からも広く情報収集を図ることとしており、その趣旨をご理解のうえ、事業の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省へ通報願いたい。

なお、提供いただいた健康危険情報は厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要名対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が代表者に生じるものではないので幅広く提供願いたい。

ウ. 事業採択後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は採択の取り消しを行うこともあるので十分留意すること。

## エ. 個人情報の取扱い

補助金に係る事業計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供される。また採択された事業に関する情報（制度名、事業名、名、代表者名、予算額及び実施時期）は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」とする。

なお、採択事業名等（代表者名を含む）及び事業報告書（概要版を含む。）については、印刷物、厚生労働省ホームページ（厚生労働科学研究成果データベース）により公開されることもある。

## 11 問い合わせ先

### ○ 事業全般、事務手続に関するこ

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課 福祉係

電話 代表：03-5253-1111（内線7937）

直通：03-3595-2544